

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせるもの（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 （指定管理者の公募） 第2条 市長<u>又は教育委員会（以下「市長等」という。）</u>は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする<u>法人その他の団体（以下「団体等」という。）</u>を公募しなければならない。 (1)～(5)（略） (6) <u>前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項</u> <u>2 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体等を指名し、次条の規定による申請を求めることができる。</u> <u>(1) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の団体等に当該公の施設の管理を行わせることが市の政策目的に合致し、かつ、当該公の施設の設置目的を十分に達成することができると認められるとき。</u> <u>(2) 前項の規定による公募に対し、次条の規定による申請がなかったとき。</u> <u>(3) 第4条の規定による審査の結果、指定管理者の候補者となるべき適当な団体等がなかったとき、又は指定管理者の候補者に選定された団体等を指定することが不可能となり、若しくは著しく不適当と認められる事情が生じたとき。</u> <u>(4) 指定管理者の指定を受けた団体等が第5条の規定による協定の締結を</u>	伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせるもの（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 （指定管理者の公募） 第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする団体を公募しなければならない。 (1)～(5)（略） (6) <u>当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況</u>

改正後	改正前
<u>しないとき。</u> <u>(5) 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。</u> (指定管理者の指定の申請) 第3条 指定管理者の指定を受けようとする<u>団体等</u>は、<u>規則で定める書類により</u>、当該指定について<u>市長等</u>に申請しなければならない。 <u>2 法人のうち市長又は議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人であるもの（市長がこれらの役職等にある法人のうち市が出資しているものを除く。）は、前項の規定による申請をすることができない。</u> (指定管理者の指定) 第4条 <u>市長等</u>は、<u>前条第1項の規定</u>による申請があったときは、次に掲げる基準に<u>照らし</u>総合的に審査し、<u>当該</u>申請のあった公の施設の管理を行うに適した団体等を選定し、<u>法第244条の2第6項の規定により</u>議会の議決を経て指定管理者を<u>指定するものとする</u>。 (1) <u>当該公の施設の管理に係る計画が</u>利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。 (2) <u>当該公の施設の設置目的に照らし、その管理を効果的かつ効率的に行うことができること。</u>	(指定管理者の指定の申請) 第3条 <u>法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって</u>指定管理者の指定を受けようとする<u>もの</u>は、<u>次に掲げる書類を添えて</u>、当該指定について<u>市長</u>に申請しなければならない。<u>ただし、市長若しくは議員又はそれらの親族が経営する会社（市が出資している法人を除く。）は、指定管理者の申請をすることができない。</u> (1) <u>指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画及び収支予算書、定款又は寄附行為の写し並びに登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）</u> (2) <u>当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u> (指定管理者の指定) 第4条 <u>市長</u>は、<u>前条の指定</u>による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、申請のあった公の施設の管理を行うに適した団体等を選定し、<u>地方自治法第244条の2第6項の規定により</u>議会の議決を経て指定管理者を<u>指定しなければならない</u>。 (1) <u>事業計画の内容が、</u>利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。 (2) <u>事業計画の内容が、当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u>

改正後	改正前
(3) <u>当該公の施設の管理を安定して行うことができる人員、資産その他の経営規模及び能力を有していること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、当該公の施設の管理に関し市長等が必要と認める事項</u> 2 市長は、<u>法第244条の2第6項の議会の議決を得る</u>に当たっては、議会に対し、前条の規定により提出された書類及び前項<u>の規定</u>による審査の内容について、十分な説明を行うものとする。 <u>(協定の締結)</u> 第5条 <u>第4条第1項の規定による指定管理者の指定を受けた団体等は、市長等と当該公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。</u> (事業報告書の作成及び提出等) 第6条 指定管理者は、毎年度終了後（指定を受けた期間が1年以内であった場合においては、指定期間満了後）<u>2月</u>以内に指定を受けた公の施設（以下「指定管理施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、<u>市長等</u>に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、<u>法第244条の2第11項</u>の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、その日から起算して<u>2月</u>以内に当該年度分として同日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>前3号に掲げるもののほか、</u>指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項 2 <u>市長等</u>は、前項の規定により提出された事業報告書について、その内容を、議会に報告するものとする。 (個人情報の安全管理及び秘密保持義務)	(3) <u>事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。</u> (4) <u>申請のあった公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。</u> 2 市長は、<u>地方自治法第244条の2第6項の規定</u>による議会の議決に当たっては、議会に対し、前条の規定により提出された書類及び前項による審査の内容について、十分な説明を行うものとする。 <u>(指定管理者の候補者の選定の特例)</u> 第5条 <u>市長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると認められるときは、第3条の規定による申請によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。</u> (事業報告書の作成及び提出等) 第6条 指定管理者は、毎年度終了後（指定を受けた期間が1年以内であった場合においては、指定期間満了後）<u>30日</u>以内に指定を受けた公の施設（以下「指定管理施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、<u>第8条第1項</u>の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、その日から起算して<u>30日</u>以内に当該年度分として同日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>その他</u>指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項 2 市長は、前項の規定により提出された事業報告書について、その内容を、議会に報告するものとする。 (個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

改正後	改正前
第7条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる<u>べき</u>安全管理措置を確実に実施するとともに、指定管理施設の管理により知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。 2（略） （指定の取消し等） 第8条 <u>市長等</u>は、指定管理者が前2条の規定に従わないときその他指定管理者の責めに帰する事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、<u>法第244条の2第11項の規定により</u>、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 <u>法第244条の2第11項</u>の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、<u>市長等</u>は、その賠償の責めを負わない。 （原状回復義務） 第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設<u>及び</u>設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長等</u>の承認を得たときは、この限りでない。 第10条・第11条（略）	第7条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、指定管理施設の管理により知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。 2（略） （指定の取消し等） 第8条 <u>市長</u>は、指定管理者が前2条の規定に従わないとき、<u>その他</u>指定管理者の責めに帰する事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 <u>前項</u>の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、<u>市長</u>は、その賠償の責めを負わない。 （原状回復義務） 第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設<u>又は</u>設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。 第10条・第11条（略）